

平成30年4月1日

行動計画目標達成のために

職員が仕事と子育てを両立させる事ができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。(すべての職員・・非正規雇用労働者も含む)

計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日

目標1 男性社員の育児休業取得の促進

取組内容

事業所内託児所を設置運営し、生後6ヶ月から受入をしている。

女性職員の育児休業取得及び現職復帰は100%である。

配偶者の出産時の特別休暇(2日)も出産から1週間以内と取得しやすくなっている。

対策

男性職員の育児休業取得者は0%である。「仕事と家庭の両立のためのハンドブック」を作成し、制度の周知や情報提供及び相談体制の整備をする。育児休業を取得した職員の欠員補充に対応する人員増を図る。

目標2 業務効率の改善により、所定時間外労働の削減

年次有給休暇の取得の促進 有給消化率を10%あげる

取組内容

職員に時間管理や残業の概念を再認識させ、時間外労働を事前申請制にし、無駄を省き、時間外労働の削減につとめている。

年次有給休暇も時間単位取得を可能にして、取得促進につとめている。

対策

管理職研修、各連絡会議等を通じて、仕事とプライベートを調和させる意識改革を努めていく上での課題について検討、意見を集約する。

所定時間外労働の削減

業務効率の改善等、特に常態的に所定時間外労働となる原因の分析、問題点の検討

年次有給休暇の取得の促進

連続休暇の取得を可能とする体制の検討

目標3 インターシップ受入・職場体験受入・実習受入の拡大 前年度の10%増を目標

取組内容

地域等に対する次世代育成支援のため、職場体験、実習の受入に努めている

対策

ホームページによる施設の紹介の拡充

地域の小・中学校、高校の職場体験、総合学習の受入についての周知・検討

リハビリ、薬剤師、栄養士等の実習受入の周知・検討